

～みんなの声、お聞かせください～

舟形町議会運営に関するアンケート にご協力をお願いします

舟形町議会では、町民のみなさまに信頼される、より透明で開かれた議会を目指し、議員一丸となり、議会改革に取り組んでいます。

その一環として、議員のなり手不足の解消を目的として、令和5年6月に議員9名からなる「舟形町議会改革特別委員会」を設置しました。令和5年6月から令和7年5月までの2年間で、「若者世代との意見交換会」や「商工会女性会員との意見交換会」などのワークショップや、「模擬議員による模擬議会」を開催し、若者世代や女性のご意見をお伺いし、議会運営に活かす委員会活動を行なってきました。

当町における議会議員のなり手不足については、過去の議会議員選挙をみると、議員定数10名に対し、平成19年4月は立候補者11名、平成23年4月は12名、平成27年4月は11名、平成31年4月は10名（無投票）、令和5年4月は11名が立候補しており、現状においては、立候補者の定員割れは発生していないものの、今後については、「なり手不足」による、選挙における定員割れも懸念しているところです。

そのような状況の中、社会情勢や経済情勢、最上管内の状況など、様々な論点から議論を重ね、「議員のなり手不足の解消」を図るための対策の一つとして挙げられる「議員報酬の改訂」を、町民のみなさんの声を参考にしながら検討していきたいと考えています。

つきましては、議員報酬を含む議会運営について、下記の要領及び次ページからの資料をご覧いただき、アンケートにお答えいただきますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

●アンケート実施要領

■回答方法 ①か②、いずれかの方法でご回答ください。

①別紙アンケート用紙に記入し、返信用封筒に入れて投函

②右の「QRコード」を読み取り、WEB上でアンケートに回答



WEB上で回答は
こちら

■実施期間 令和7年9月30日（火）～令和7年10月24日（金）

※郵送の場合は、10月24日までに投函してください。

■その他 アンケートの設問は全15問、所要時間は、5～10分程度です。

アンケートの回答には、個人情報（住所、氏名等）は不要です。

アンケート結果については、まとめ次第、議会だよりで報告する予定です。

●議会活動と報酬について

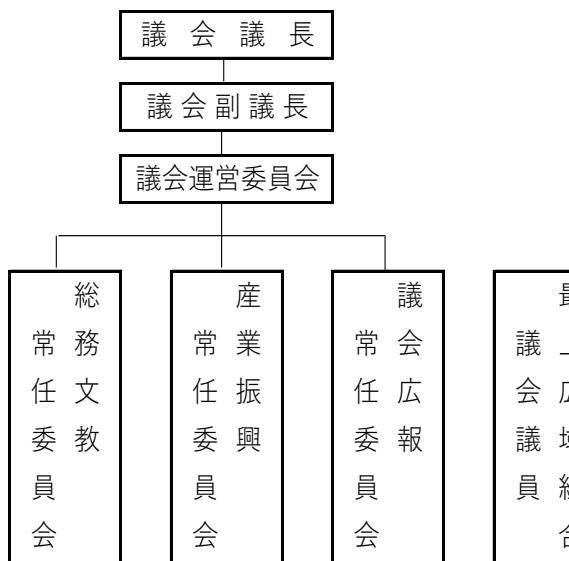
町議会議員は、町民のみなさまから選挙で選ばれた「町民の代表」です。

10名の議員で構成されており、年4回の定例会の他、必要に応じて開かれる臨時会へ出席、各常任委員会に所属し、議会活動を行なっています。

■舟形町議会の活動（役割）

①議決 ②請願・陳情の受理 ③意見書の提出 ④町の仕事をチェックなどの活動を行なっています。

◆議会の構成



◆議員の年齢と性別構成

定数：10人 議員数：10人

70代	5
60代	3
50代	2
40代	0

男性	10
女性	0

■舟形町議会の活動日数

…議員一人当たりの平均日数となります。

議会の1年間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の活動日数は116日となり、詳細については、次の活動を行なっています。

- ・定例会、臨時会本会議…18日、委員会…43日、全員協議会…26日
- ・議員派遣（各種研修会、議会報告会、消防団出初式、二十歳の祝賀式等）…25日
- ・その他の活動（視察対応等）…4日

■議員活動

議会活動のほか、調査研究活動や町民の意思の把握、住民福祉の向上に役立てる活動として、次の活動を「議員活動」として行なっています。

- ・一般質問の付随活動（調査研究、現地調査、質問作成、質問書の通告（提出））
- ・議案の調査（議案の精読、議案の調査、質疑・討論の準備）
- ・常任委員会の付随活動（資料の精読、資料の調査、質疑・討論の準備）
- ・その他議会活動の付随活動（資料の精読、資料の調査、質疑・討論の準備）
- ・住民との接触等（住民との懇談、懇談後の調査等）

■現在の定数と報酬

舟形町の議会議員の定数と議員報酬額は、町の条例に定められています。

定数と議員報酬額については、次のとおりです。

①議員定数は10名（平成19年に、16名から10名に6名削減しています。）

②議員報酬は月額230,000円（平成11年に改正され、その後、26年間改正していません。）

■最上管内の首長と議員の報酬、定数

令和7年4月1日現在

町村名	報酬				人口 (人)	定数 (人)
	議長	副議長	議員	町村長		
金山町	310,000	250,000	230,000	820,000	4,652	10
最上町	340,000	280,000	265,000	820,000	7,308	10
舟形町	310,000	250,000	230,000	820,000	4,600	10
真室川町	340,000	280,000	265,000	820,000	6,422	10
大蔵村	310,000	250,000	230,000	820,000	2,726	10
鮭川村	310,000	250,000	230,000	820,000	3,621	10
戸沢村	310,000	250,000	230,000	820,000	3,814	9

■原価方式による報酬額

原価方式とは、「首長の報酬額と活動量」と「議員の活動量」を比較して算出する方法で、報酬額を検討する際の算出方法の一つとして用いられるものです。

【算定方法】

議会活動量が116日／年間の場合

議会活動量※116日／首長活動量305日 × 首長報酬額820,000円 = 311,868円

原価方式による報酬額は311,868円となります。

※議会活動量には、「議会活動」と「議員活動」を含めることになりますが、「116日」には、「議員活動」が含まれていません。議員活動を含めると、原価方式による報酬額は311,868円より大きな数字となります。

■【参考】地方交付税算定基礎（総務省）となっている議員報酬の額

普通交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスが提供できるよう国が財源として交付するものです。

地方公共団体間の不均衡を調整するための金額を算定するために、様々な基準が設けられており、その中の一つとして議員報酬の額があります。

その額は人口10万人の市（町村）が基準となり338,000円／月とされています。